

(川崎市保育基本計画事業推進計画) 改訂版の概要

<見直しの経緯> 保育基本計画（平成14年2月策定）及びにその実行計画事業推進計画（平成15年5月策定）では、平成18年4月の待機児童の解消を計画していましたが、保育所利用希望が予測を大きく上回っている状況です。そのため、さまざまな手法により保育受入れ枠の拡大を図り、平成19年4月の解消をめざすために見直しを行なうものです。併せて、多様な保育サービスを提供していくために、公立保育所の見直し等についても新総合計画や第2次行財政プランとの整合を図りながら見直しを行なうものです。

<主な見直しの内容>

1 待機児童の解消 1,805人の受入れ枠の拡大

(1) 認可保育所の整備 835人

H17 改築4か所 120人

H18 新築3か所、移築1か所 295人

H19 新築4か所、増築1か所 420人

(2) 認可外保育施設の認可化

H19 3か所程度 240人

(3) 認可保育所定員の弾力的受入れの推進 610人

(H19保育所定員12,250人の5%の受入れ→12,862人)

(4) 認可外保育施設・事業の充実 120人

(認定保育園・おなかま保育室・家庭保育福祉員)

2 保育サービスの充実

長時間延長保育（6か所→17か所）

- ・一時保育（9か所→18か所）、休日保育（2か所→6か所）
- ・幼稚園との連携（幼保一元化の検討）

3 公立保育所運営体制の見直し等

- ・子育て広場の移管8か所（地域子育て支援センターに統合）
- ・調理業務委託（1区5園→2区10園）
- ・公立保育所の民営化（当初計画5園→7園）

4 地域の子育て支援の充実

- ・地域子育て支援センター（8か所→19か所）